

Press Release

報道関係者 各位

令和 2 年 6 月 2 9 日

【照会先】

年金局 事業企画課調査室

室長補佐 今井 秀紀(内線 3582)

(直通電話) 03(3595)2794

(代表電話) 03(5253)1111

年金局 事業管理課

課長補佐 内海 淳二(内線 3661)

(直通電話) 03(3595)2730

日本年金機構 国民年金部

部 長 西尾 公郎

(直通電話) 03(6892)0762

令和元年度の国民年金の加入・保険料納付状況について ～ 令和元年度の最終納付率は 76.3% ～

厚生労働省では、このほど、令和元年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去 2 年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

なお、「現年度納付率」及び「過年度 1 年目納付率」は納付状況の途中経過を示すものであり、「最終納付率」が最終的な納付状況を表す指標となります。

○ 令和元年度の最終納付率※（平成 29 年度分保険料）は、76.3%

（前年度から 1.7 ポイント増）

- ・ 平成 24 年度の最終納付率（平成 22 年度分保険料）から 7 年連続で上昇
- ・ 統計を取り始めた平成 16 年度の最終納付率（平成 14 年度分保険料）以降、最高値

（※）令和元年度の最終納付率：平成 29 年 4 月分～平成 30 年 3 月分の保険料納付対象月数のうち、令和 2 年 4 月末までに納付された月数の割合。

なお、途中経過を示す指標として、令和元年度の現年度納付率（令和元年度分保険料）は 69.3%（前年度から 1.1 ポイント増）となっており、平成 23 年度の現年度納付率（平成 23 年度分保険料）から 8 年連続で上昇している。

令和元年度の国民年金の加入・保険料納付状況

～ 令和元年度の最終納付率は 76.3% ～

【 目 次 】

I 令和元年度の被保険者の状況

- 1 国民年金被保険者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第1号被保険者の動向
 - (1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 第1号被保険者の年齢構成の変化・・・・・・・・・・ 2

II 令和元年度の保険料納付状況

- 1 保険料納付状況
 - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 納付月数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 年齢階級別の納付率等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III 地域別の保険料納付状況

- (1) 都道府県別の保険料納付状況・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 市区町村規模別の保険料納付状況・・・・・・・・・・ 9
- (参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化・・・・・・・・ 10
- (参考2) 現年度納付率に係る状況
 - 1 保険料納付状況（現年度分）
 - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 年齢階級別現年度納付率等・・・・・・・・・・・・ 12
 - 2 現年度納付率の変化に係る分析
 - (1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化・・・・・・・・ 13
 - (2) 現年度納付率の変化の影響度・・・・・・・・・・・・ 14

令和2年6月

厚生労働省年金局

I 令和元年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

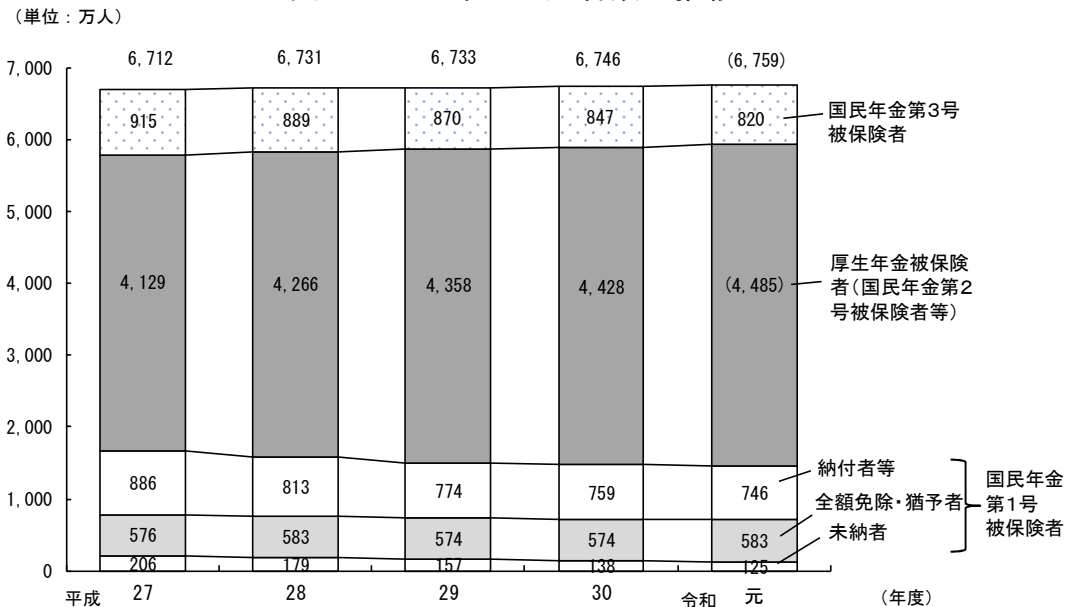
- 国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、厚生年金保険（第1号）被保険者数の増加に伴い、令和元年度末で1,453万人と、前年度末と比べ18万人減少している。
- 令和元年度末の公的年金加入者数は6,759万人となっている。このうち、未納者数は125万人となっている。

表1 国民年金被保険者数の動向

(年度末現在、単位：万人)																	
	第1号被保険者 (任意加入含む)	第1号被保険者											任意加入被保険者	厚生年金被保険者 (第2号被保険者等)	(再掲)厚生年金保険 (第1号)被保険者		第3号被保険者
		(再掲)	全額免除・猶予者						(再掲)	一部免除者					(再掲)産前産後免除者		
			法 定 免除者	申請全額 免除者	学生納付 特 例 者	納 付 猶 予 者	申請3/4 免除者	申請半額 免除者		申請1/4 免除者							
平成26年度	1,742	1,718	602	134	245	178	44	61	31	20	10	－	24	4,039	3,599	－	932
27	1,668	1,645	576	135	230	172	40	47	25	15	7	－	23	4,129	3,686	－	915
28	1,575	1,554	583	135	221	176	51	43	22	14	7	－	21	4,266	3,822	29	889
29	1,505	1,486	574	134	211	176	53	41	21	13	7	－	20	4,358	3,911	38	870
30	1,471	1,452	574	135	205	179	55	40	20	13	7	－	19	4,428	3,981	43	847
令和元年度	1,453	1,434	583	136	212	180	55	41	20	13	7	1	19	(4,485)	4,037	47	820

- 注1 「厚生年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。
- 注2 厚生年金被保険者欄の（ ）内の数字は、第2～4号厚生年金被保険者数を平成30年度末の実績とした場合の暫定値である。
- 注3 「厚生年金被保険者」は、平成26年度は被用者年金被保険者を計上している。
- 注4 「厚生年金保険（第1号）被保険者」は、平成26年度は厚生年金保険被保険者を、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

図1 公的年金加入者数の推移



- 注1 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月の保険料が未納となっている者。
- 注2 納付者等の人数は国民年金第1号被保険者数から未納者数、全額免除・猶予者数を差し引いて算出したもの。
- 注3 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 令和元年度の資格取得者数の第1号被保険者数に対する割合は34.7%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

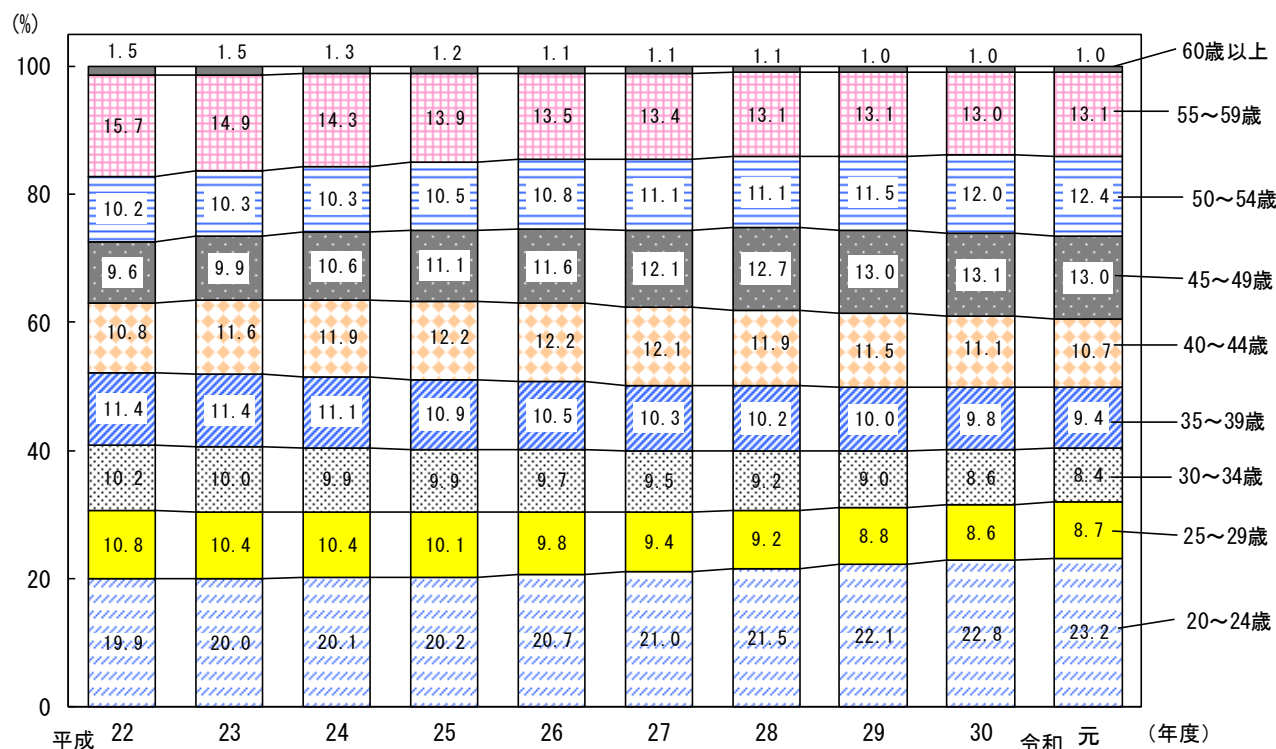
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)		
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者
平成27年度	1,668	481	28.8	316	60	100
28	1,575	469	29.8	311	53	102
29	1,505	475	31.6	321	49	100
30	1,471	500	34.0	343	49	104
令和元年度	1,453	505	34.7	345	46	109

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 令和元年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が23.2%と最も大きく、次に55～59歳が13.1%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



平均年齢(歳) 39.5 39.4 39.3 39.3 39.3 39.3 39.3 39.2 39.2 39.2

注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率 1/100）による数値である。

Ⅱ 令和元年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出している。
- 納付状況の途中経過を示すものとして、現年度納付率、過年度1年目納付率があるが、最終的な納付状況を見るための指標としては最終納付率（過年度2年目納付率）が適当。

○ **令和元年度の最終納付率（平成29年度分保険料）は76.3%となり、平成30年度 of 最終納付率（平成28年度分保険料）から1.7ポイント伸びている。**

なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは主に第1号被保険者数の減少によるものである。

また、令和元年度の最終納付率（平成29年度分保険料）を平成29年度の現年度納付率（平成29年度分保険料）と比較すると、10.0ポイントの上昇となっている。

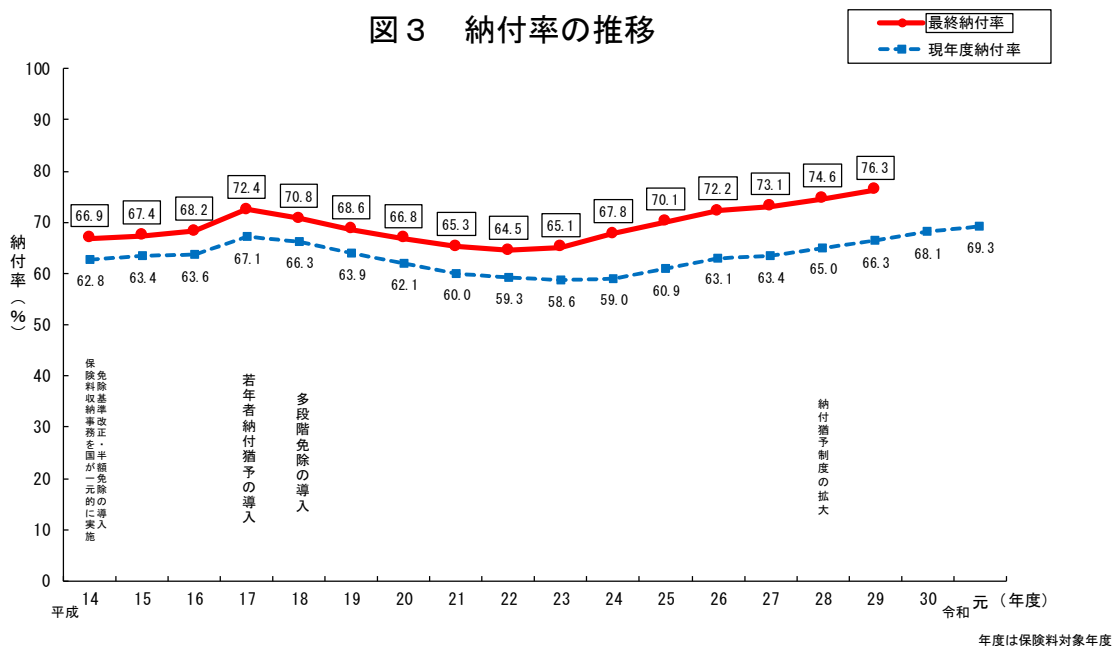
表3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移

（単位：万月）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終納付率（%）	平成25年度分保険料 70.1	平成26年度分保険料 72.2	平成27年度分保険料 73.1	平成28年度分保険料 74.6	平成29年度分保険料 76.3
納付対象月数	14,134 (△ 6.0)	13,370 (△ 5.4)	12,682 (△ 5.1)	11,703 (△ 7.7)	10,837 (△ 7.4)
納付月数	9,913 (△ 2.7)	9,651 (△ 2.6)	9,276 (△ 3.9)	8,735 (△ 5.8)	8,270 (△ 5.3)
現年度納付率（%）	平成27年度分保険料 63.4	平成28年度分保険料 65.0	平成29年度分保険料 66.3	平成30年度分保険料 68.1	令和元年度分保険料 69.3

注 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

図3 納付率の推移



注1 納付率（%）= $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：％)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
平成27年度分保険料	63.39	69.92 (6.53)	73.14 (3.22)		
平成28年度分保険料		65.04	71.52 (6.48)	74.64 (3.13)	
平成29年度分保険料			66.34	73.44 (7.10)	76.31 (2.87)
平成30年度分保険料				68.12	74.95 (6.83)
令和元年度分保険料					69.25

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 () 内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移（過年度分含む）

(単位：万月)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
平成27年度分保険料	納付対象月数	13,080	12,732	12,682		
	納付月数	8,291	8,903	9,276		
平成28年度分保険料	納付対象月数		12,046	11,737	11,703	
	納付月数		7,835	8,394	8,735	
平成29年度分保険料	納付対象月数			11,164	10,877	10,837
	納付月数			7,406	7,988	8,270
平成30年度分保険料	納付対象月数				10,697	10,419
	納付月数				7,287	7,809
令和元年度分保険料	納付対象月数					10,273
	納付月数					7,114

注 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。

(2) 納付月数の推移

○ 令和元年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は7,917万月分であり、そのうち現年度分は7,114万月分、過年度分は803万月分となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総納付月数	9,310	8,880	8,339	8,210	7,917
現年度分納付月数	8,291	7,835	7,406	7,287	7,114
過年度分納付月数	1,019	1,045	933	923	803
前年度分	610	611	559	582	522
前々年度分	409	434	374	341	281

注 当該年度中に納付された保険料にかかる納付月数である。

(3) 年齢階級別の納付率等

○ 令和元年度の最終納付率（平成29年度分保険料）を5歳階級別にみると、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。平成29年度の現年度納付率（平成29年度分保険料）と比較すると、若い年齢階級での上昇幅が大きい。

図4 年齢階級別最終納付率

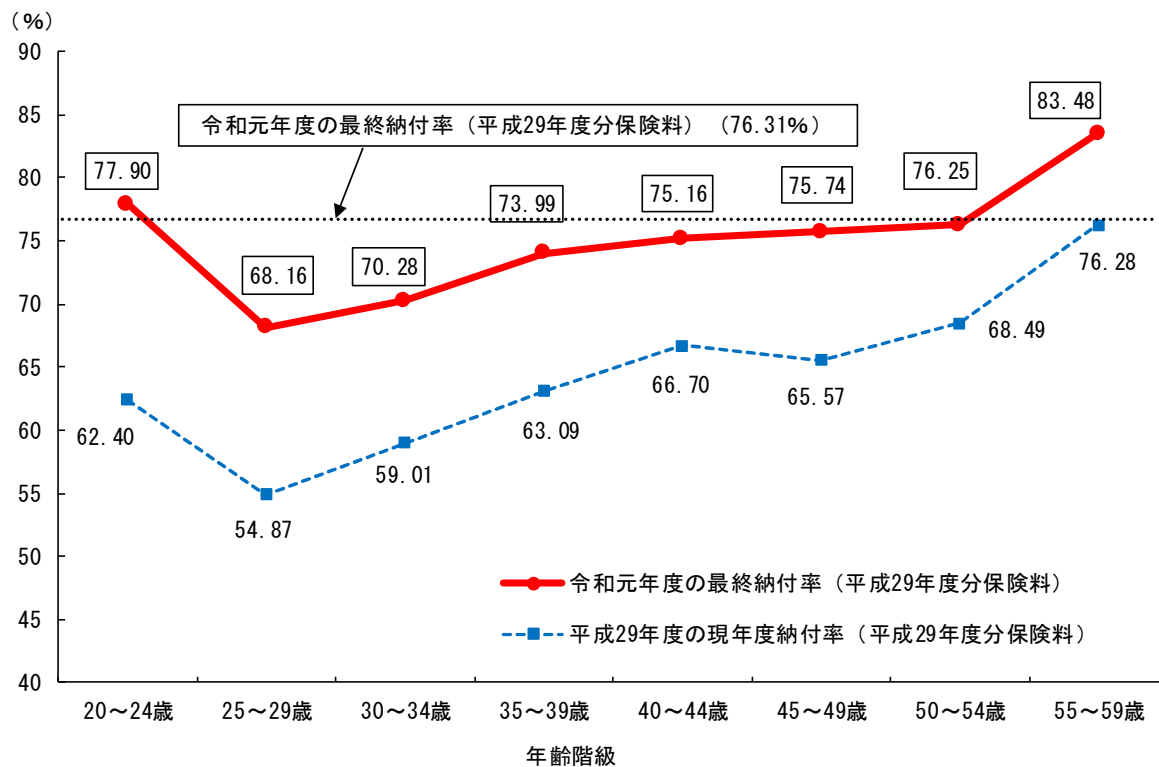


図5 出生年度別最終納付率

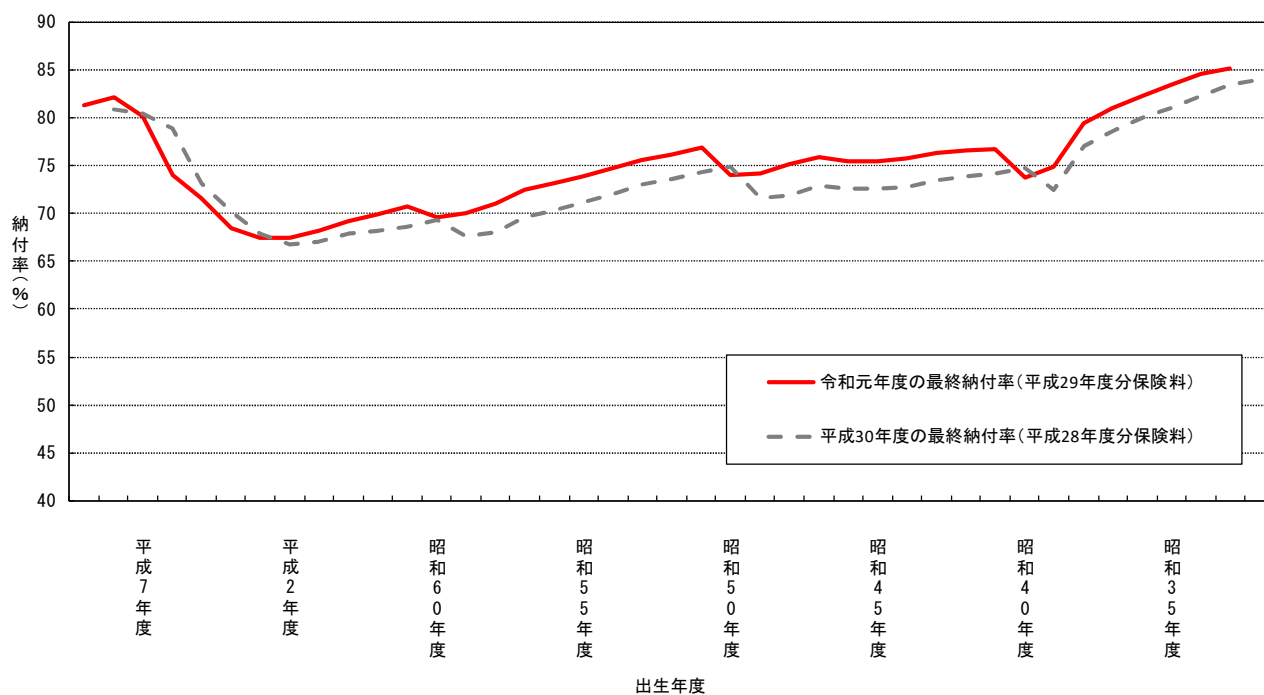


表 7 免除状況別最終納付率の推移

		総 数	定額保険料 納 付	一部免除 合 計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成27年度 (平成25年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	14,134	12,984	1,151	553	379	218
	納付月数 (万月)	9,913	9,349	564	318	170	76
	最終納付率 (%)	70.14	72.01	49.02	57.49	44.88	34.73
平成28年度 (平成26年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	13,370	12,228	1,143	545	377	221
	納付月数 (万月)	9,651	9,040	611	338	186	87
	最終納付率 (%)	72.18	73.93	53.47	61.99	49.37	39.39
平成29年度 (平成27年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	12,682	11,628	1,055	507	345	203
	納付月数 (万月)	9,276	8,694	582	324	175	83
	最終納付率 (%)	73.14	74.77	55.20	63.88	50.88	40.83
平成30年度 (平成28年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	11,703	10,810	893	421	296	177
	納付月数 (万月)	8,735	8,225	510	277	157	76
	最終納付率 (%)	74.64	76.09	57.11	65.85	52.95	43.25
令和元年度 (平成29年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,837	10,046	791	368	264	159
	納付月数 (万月)	8,270	7,797	473	252	147	74
	最終納付率 (%)	76.31	77.61	59.81	68.39	55.86	46.51

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3／4免除、半額免除、1／4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を都道府県別にみると、令和元年度の最終納付率（平成 29 年度分保険料）が高かった上位 3 県は、島根、新潟、富山となっている。反対に低かった下位 3 都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。
- 前年度の最終納付率との変化に着目すると、すべての都道府県で上昇している。
- 最終納付率の上昇幅が大きかった上位 3 県は、青森、福島、沖縄となっている。

表 8 都道府県別最終納付率の変化

都道府県	平成30年度最終納付率 (平成28年度分保険料)				令和元年度最終納付率 (平成29年度分保険料)				納付率の変化	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率		対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率		(%)	順位
			(%)	順位			(%)	順位		
全 国	11,703	8,735	74.64		10,837	8,270	76.31		1.67	
北海道	432	324	74.91	34	397	305	76.75	32	1.84	10
青森県	110	85	77.28	26	97	77	79.62	25	2.33	1
岩手県	97	81	83.49	5	89	75	84.90	5	1.41	22
宮城県	199	151	76.11	30	180	140	77.87	30	1.75	15
秋田県	72	60	82.95	6	65	55	84.24	6	1.29	28
山形県	84	71	83.86	4	77	66	84.98	4	1.12	38
福島県	154	117	76.32	29	137	107	78.64	27	2.31	2
茨城県	301	217	71.96	43	273	202	73.90	42	1.94	8
栃木県	193	139	71.97	42	177	130	73.58	43	1.61	16
群馬県	192	146	76.02	31	178	136	76.57	33	0.55	46
埼玉県	760	547	71.98	41	693	514	74.14	41	2.16	4
千葉県	622	451	72.53	40	567	423	74.61	39	2.08	7
東京都	1,653	1,170	70.81	45	1,550	1,126	72.64	45	1.83	11
神奈川県	930	683	73.48	38	860	648	75.30	38	1.82	12
新潟県	173	148	85.59	2	158	137	86.73	2	1.14	37
富山県	78	66	84.77	3	73	62	85.83	3	1.06	39
石川県	92	76	82.82	7	85	72	84.21	7	1.39	23
福井県	59	49	82.73	8	55	46	83.94	8	1.22	33
山梨県	81	64	78.07	24	75	61	80.16	21	2.09	6
長野県	185	151	81.72	10	172	143	83.03	9	1.31	27
岐阜県	185	150	80.97	12	171	141	82.15	12	1.18	36
静岡県	335	262	78.25	23	309	246	79.79	23	1.55	18
愛知県	708	546	77.13	27	661	518	78.46	28	1.33	26
三重県	160	127	79.23	19	150	120	79.75	24	0.52	47
滋賀県	114	91	80.30	14	107	87	81.32	15	1.02	41
京都府	237	183	77.07	28	224	175	78.32	29	1.24	30
大阪府	837	562	67.15	46	781	541	69.26	46	2.11	5
兵庫県	471	352	74.69	36	438	335	76.50	34	1.81	13
奈良県	118	94	79.50	18	110	89	80.74	17	1.24	29
和歌山県	91	74	81.34	11	85	70	82.80	11	1.46	19
鳥取県	40	33	81.97	9	37	31	82.99	10	1.02	42
島根県	43	37	87.03	1	40	35	87.68	1	0.65	45
岡山県	144	113	78.51	22	135	108	80.28	20	1.77	14
広島県	223	176	79.05	20	208	167	80.47	19	1.42	21
山口県	99	80	80.25	15	91	74	81.48	14	1.24	31
徳島県	57	45	77.76	25	54	42	78.99	26	1.23	32
香川県	74	59	80.52	13	69	56	81.57	13	1.05	40
愛媛県	106	84	79.78	17	98	79	80.96	16	1.18	35
高知県	59	47	79.82	16	55	44	80.54	18	0.73	44
福岡県	404	294	72.70	39	379	283	74.56	40	1.86	9
佐賀県	66	52	78.57	21	61	49	79.95	22	1.39	24
長崎県	115	82	71.83	44	106	77	73.20	44	1.36	25
熊本県	150	114	75.77	32	139	108	77.37	31	1.60	17
大分県	79	59	74.08	37	73	55	75.52	37	1.44	20
宮崎県	85	63	74.83	35	79	60	75.71	36	0.88	43
鹿児島県	115	86	75.29	33	106	81	76.50	35	1.21	34
沖縄県	123	76	61.50	47	116	74	63.80	47	2.30	3

表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	最終納付率 (平成29年度分保険料)				過年度1年目納付率 (平成30年度分保険料)				現年度納付率 (令和元年度分保険料)	
	納付率 (%)		前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)		前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	
全 国	76.31		2.87		74.95		6.83		69.25	
北海道	76.75	32	2.83	19	75.39	33	6.97	17	69.90	32
青森県	79.62	25	2.96	12	78.42	25	7.17	12	72.92	23
岩手県	84.90	5	2.68	25	83.55	5	6.76	21	77.72	8
宮城県	77.87	30	2.95	14	76.51	30	7.27	8	70.48	31
秋田県	84.24	6	2.43	36	83.05	7	6.25	29	78.06	6
山形県	84.98	4	2.46	34	84.03	4	6.27	27	79.00	4
福島県	78.64	27	2.72	23	77.55	26	7.27	9	71.00	30
茨城県	73.90	42	2.87	16	72.62	41	6.17	31	67.81	39
栃木県	73.58	43	2.79	20	72.25	43	5.73	39	67.54	41
群馬県	76.57	33	1.90	46	75.64	31	5.32	43	71.09	29
埼玉県	74.14	41	3.17	7	72.54	42	6.56	23	66.94	42
千葉県	74.61	39	3.10	9	73.42	39	7.22	10	68.15	38
東京都	72.64	45	2.85	17	71.11	45	7.02	15	64.78	45
神奈川県	75.30	38	2.85	18	74.01	38	6.85	18	68.41	36
新潟県	86.73	2	2.18	41	85.83	2	5.80	37	81.25	3
富山県	85.83	3	1.96	45	85.00	3	4.96	46	81.34	2
石川県	84.21	7	2.05	44	83.32	6	5.51	42	78.91	5
福井県	83.94	8	2.47	33	82.73	8	5.80	38	77.83	7
山梨県	80.16	21	2.78	21	79.84	16	6.65	22	74.87	15
長野県	83.03	9	2.34	39	81.88	9	5.64	41	77.05	9
岐阜県	82.15	12	2.16	42	80.88	12	5.29	44	76.00	12
静岡県	79.79	23	2.50	30	78.83	21	5.67	40	74.09	19
愛知県	78.46	28	2.49	31	77.24	28	5.85	34	72.10	27
三重県	79.75	24	2.15	43	78.54	24	4.91	47	74.15	18
滋賀県	81.32	15	2.53	29	79.94	14	6.29	26	74.87	16
京都府	78.32	29	2.57	28	77.00	29	6.82	19	71.15	28
大阪府	69.26	46	3.87	2	67.62	46	8.38	2	61.00	46
兵庫県	76.50	34	3.14	8	75.33	34	7.35	7	69.74	33
奈良県	80.74	17	2.60	26	79.55	17	6.77	20	73.87	21
和歌山県	82.80	11	2.69	24	81.76	10	6.20	30	76.85	10
鳥取県	82.99	10	2.38	37	81.55	11	5.91	32	76.24	11
島根県	87.68	1	1.82	47	86.21	1	5.07	45	81.48	1
岡山県	80.28	20	3.45	3	78.80	22	7.21	11	72.84	24
広島県	80.47	19	2.75	22	79.03	19	6.52	24	73.73	22
山口県	81.48	14	2.57	27	80.13	13	5.86	33	75.42	13
徳島県	78.99	26	2.44	35	77.33	27	6.34	25	72.38	25
香川県	81.57	13	2.25	40	79.85	15	5.82	35	75.04	14
愛媛県	80.96	16	2.47	32	79.37	18	5.80	36	74.42	17
高知県	80.54	18	2.37	38	79.00	20	6.25	28	74.01	20
福岡県	74.56	40	3.00	10	73.04	40	7.64	4	66.04	43
佐賀県	79.95	22	2.98	11	78.55	23	7.05	14	72.36	26
長崎県	73.20	44	3.32	4	71.68	44	7.00	16	65.84	44
熊本県	77.37	31	3.18	6	75.51	32	7.50	5	68.80	35
大分県	75.52	37	2.95	15	74.22	37	7.35	6	67.57	40
宮崎県	75.71	36	2.96	13	74.51	36	7.06	13	68.41	37
鹿児島県	76.50	35	3.22	5	75.03	35	7.85	3	68.87	34
沖縄県	63.80	47	4.40	1	62.90	47	11.74	1	55.41	47

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、令和元年度の最終納付率（平成29年度分保険料）は町村が最も高く、政令指定都市及び東京23区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に最終納付率の前年度からの変化をみると、政令指定都市で1.73ポイント、東京23区で1.92ポイント、その他の市で1.67ポイント、町村で1.38ポイントそれぞれ上昇し、すべての市区町村規模で上昇している。

表10 市区町村の規模別最終納付率の変化

	平成30年度最終納付率 (平成28年度分保険料)			令和元年度最終納付率 (平成29年度分保険料)			平成30年度から 令和元年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全 国 合 計	11,703	8,735	74.64	10,837	8,270	76.31	△ 7.4	△ 5.3	1.67
政令指定都市	2,555	1,839	71.95	2,379	1,753	73.68	△ 6.9	△ 4.7	1.73
東 京 23 区	1,189	827	69.54	1,117	798	71.46	△ 6.0	△ 3.5	1.92
そ の 他 の 市	6,960	5,277	75.82	6,425	4,979	77.49	△ 7.7	△ 5.7	1.67
町 村	998	793	79.40	916	740	80.78	△ 8.3	△ 6.7	1.38

(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化

	全額免除・猶予割合			(参考) 一部免除割合	
	平成30年度①	令和元年度②	差(②－①)	平成30年度	令和元年度
全 国	39.5	40.6	1.1	2.7	2.8
北海道	46.6	47.5	0.9	3.1	3.1
青森県	47.8	48.8	1.1	4.2	4.1
岩手県	40.7	41.9	1.2	3.4	3.3
宮城県	40.9	42.6	1.8	2.9	2.7
秋田県	44.4	45.6	1.2	3.5	3.4
山形県	38.3	39.5	1.2	2.9	2.9
福島県	42.1	44.0	1.9	2.5	2.4
茨城県	36.4	37.4	1.0	2.6	2.7
栃木県	36.6	37.9	1.3	2.4	2.3
群馬県	36.2	37.6	1.4	2.4	2.6
埼玉県	34.9	36.2	1.3	2.2	2.4
千葉県	35.7	37.0	1.2	2.2	2.6
東京都	31.8	32.5	0.8	1.9	2.0
神奈川県	34.7	36.0	1.2	2.0	2.2
新潟県	40.3	41.0	0.7	2.5	2.3
富山県	36.3	37.9	1.6	1.9	2.0
石川県	39.8	40.9	1.1	2.3	2.6
福井県	38.3	39.3	1.0	2.4	2.6
山梨県	37.6	38.1	0.5	2.6	3.0
長野県	35.1	36.5	1.4	2.4	2.4
岐阜県	35.6	36.3	0.7	2.3	2.5
静岡県	35.0	35.5	0.6	2.1	2.2
愛知県	34.4	35.2	0.8	2.2	2.3
三重県	35.3	35.8	0.5	2.3	2.3
滋賀県	40.1	41.1	1.0	2.5	2.6
京都府	43.9	44.8	0.9	2.8	2.9
大阪府	44.5	46.0	1.6	3.1	3.2
兵庫県	44.8	46.1	1.3	3.4	3.5
奈良県	45.1	46.2	1.0	2.6	2.8
和歌山県	43.5	44.4	0.9	3.7	3.6
鳥取県	46.2	46.5	0.3	3.2	3.0
島根県	43.7	44.3	0.6	2.9	2.8
岡山県	43.2	44.4	1.2	2.8	2.9
広島県	42.1	43.0	0.9	2.6	2.8
山口県	42.8	43.5	0.7	3.4	3.5
徳島県	47.4	47.7	0.3	3.4	3.2
香川県	42.1	43.0	0.8	2.6	2.8
愛媛県	47.2	47.5	0.3	3.5	3.5
高知県	47.7	48.2	0.5	3.7	4.0
福岡県	47.7	48.5	0.8	4.4	4.2
佐賀県	43.0	44.4	1.3	4.0	4.2
長崎県	44.1	45.1	1.0	3.8	3.8
熊本県	43.5	45.1	1.6	3.9	4.0
大分県	47.9	49.1	1.2	4.0	3.8
宮崎県	46.8	48.2	1.4	4.7	4.9
鹿児島県	48.8	50.6	1.7	4.1	4.2
沖縄県	53.7	57.3	3.6	4.8	5.2

注1 全額免除・猶予割合(%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

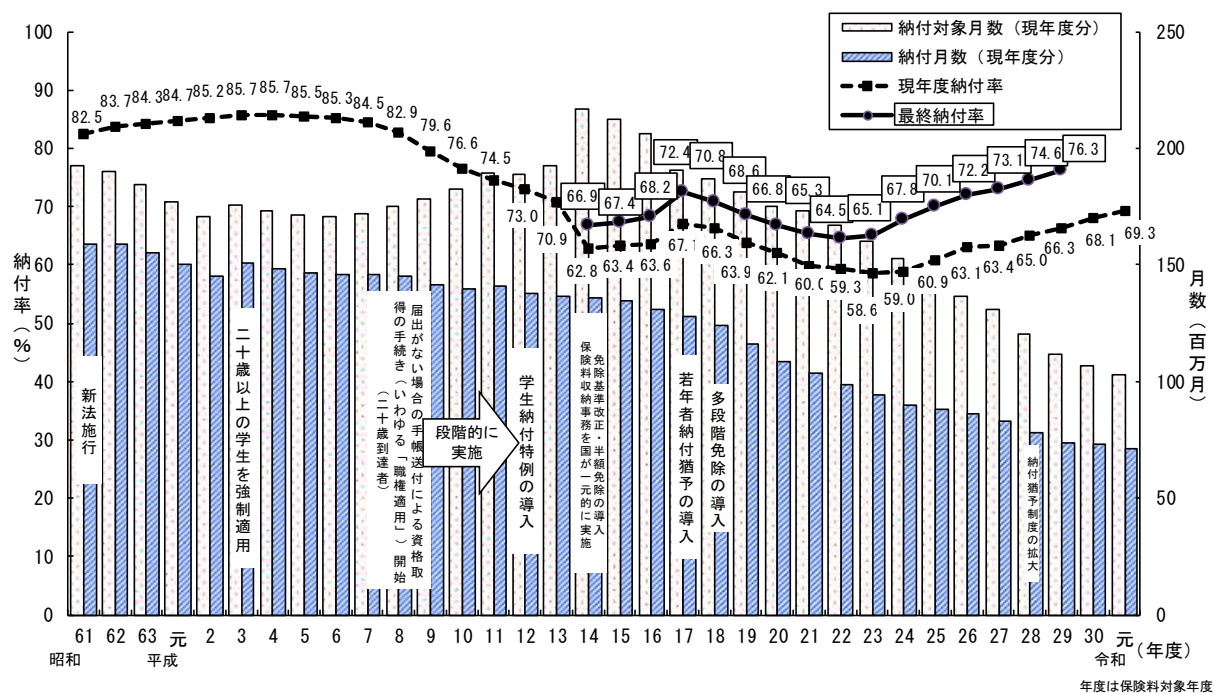
注2 一部免除割合(%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

(参考2) 現年度納付率に係る状況

1 保険料納付状況（現年度分）

(1) 納付率等の推移

納付率等の推移



注1
$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

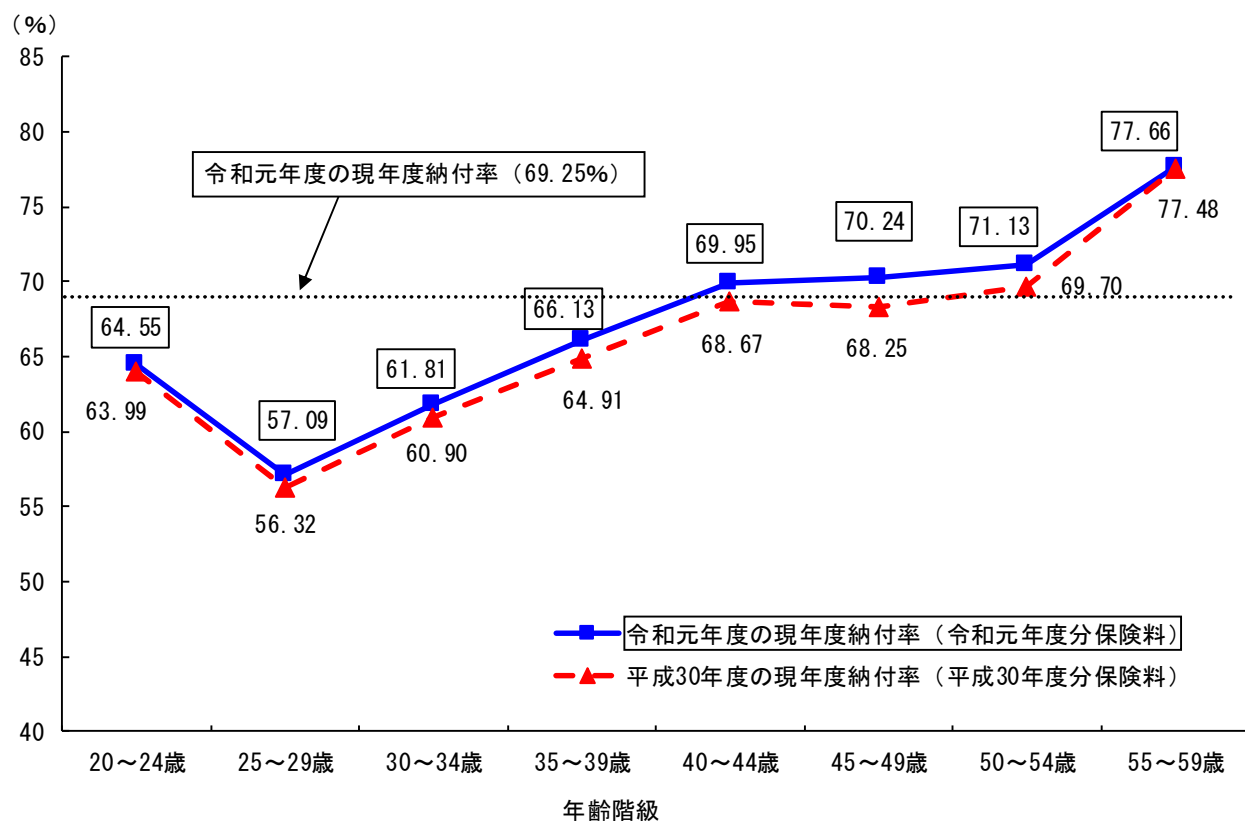
納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度分以前については把握していない。

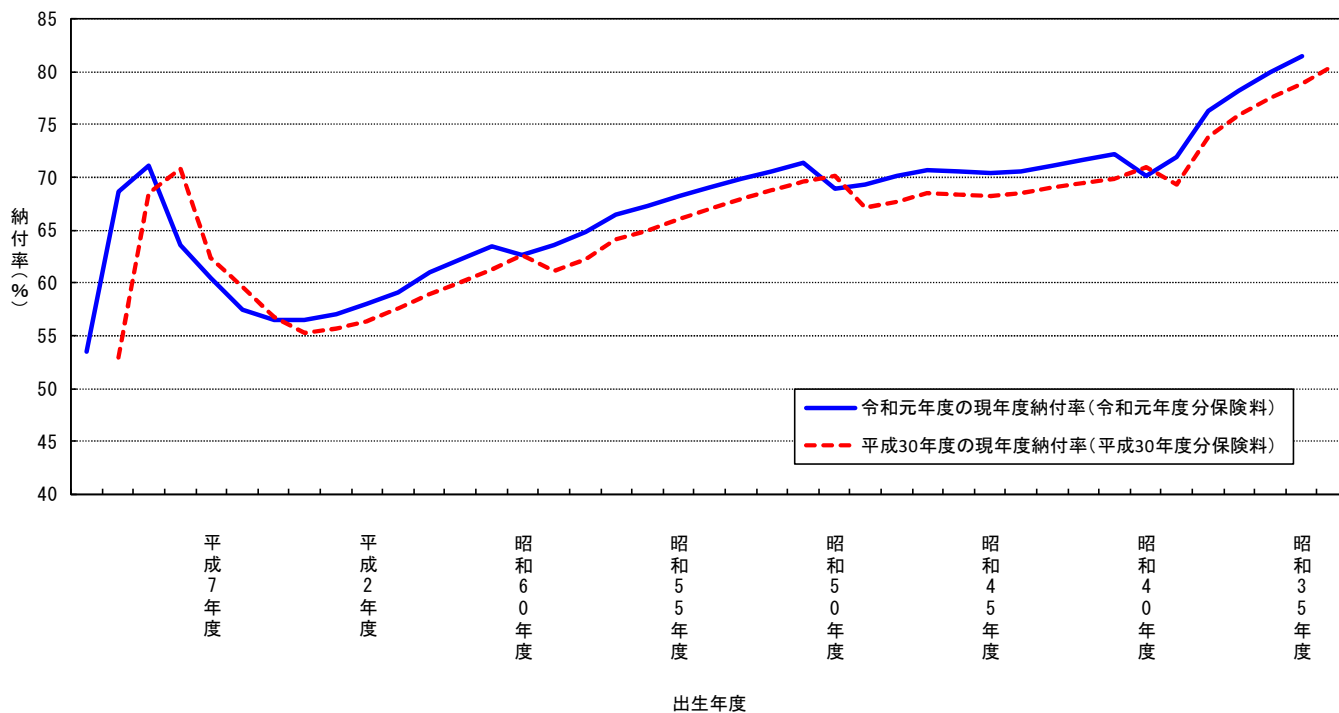
注3 令和元年度末現在における法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者及び産前産後免除者の割合は、それぞれ9.5%、14.8%、12.5%、3.8%、0.1%となっている。

(2) 年齢階級別現年度納付率等

年齢階級別現年度納付率



出生年度別現年度納付率



2 現年度納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和元年度の現年度納付率と平成30年度の現年度納付率の変化を被保険者属性別にみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」の令和元年度の現年度納付率は72.86%となっており、平成30年度と比べて1.41ポイント上昇している。

被保険者属性別の現年度納付率の変化

平成30年度の状況（納付率 68.12%）		令和元年度の状況（納付率 69.25%）	
30年度に1号資格喪失した者	30年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 81.59%（納付対象月数 187万月）	平成30年度のみ 納付対象月がある者 納付率 56.93% （納付対象月数 1,692万月）	
	その他平成30年度中に資格喪失した者 納付率 66.20%（納付対象月数 1,104万月）		
	元年度に申請全額免除者である者 納付率 18.78%（納付対象月数 179万月） 元年度に学生納付特例者である者等 納付率 20.82%（納付対象月数 222万月）		
両年度とも納付対象月がある者 納付率 70.22% （納付対象月数 9,006万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 71.45%（納付対象月数 7,162万月）	両年度とも納付対象月がある者 納付率 71.99% （納付対象月数 8,757万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 72.86%（納付対象月数 7,095万月）
	元年度中に60歳に到達した者 納付率 81.76%（納付対象月数 319万月）		元年度中に60歳に到達した者 納付率 84.67%（納付対象月数 177万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 62.02%（納付対象月数 1,524万月）		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 66.32%（納付対象月数 1,484万月）
令和元年度のみ 納付対象月がある者 納付率 53.43% （納付対象月数 1,515万月）		30年度は全額免除・猶予で、元年度は納付対象月がある者	30年度に申請全額免除者であった者 納付率 37.83%（納付対象月数 212万月） 30年度に学生納付特例者であった者等 納付率 48.00%（納付対象月数 204万月）
		元年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者 納付率 56.75%（納付対象月数 208万月）
			2号からの移行者等 納付率 61.95%（納付対象月数 584万月）
			3号からの移行者 納付率 77.50%（納付対象月数 131万月）
			その他 納付率 28.18%（納付対象月数 175万月）

(2) 現年度納付率の変化の影響度

令和元年度の現年度納付率と平成30年度の現年度納付率の変化1.13ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」による影響度が1.04ポイントとなっている。

現年度納付率の変化に対する被保険者属性別影響度

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 0.51	1.64	1.13
被 保 険 者 属 性	平成30年度のみ 納付対象月がある者	30年度に1号資格喪失した者	30年度中に60歳に到達した者	△ 0.24	・	△ 0.24
			その他30年度中に資格喪失した者	0.20	・	0.20
		30年度は納付対象月があり、 元年度は全額免除・猶予の者	元年度に申請全額免除者である者	0.82	・	0.82
			元年度に学生納付特例者である者等	0.98	・	0.98
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.07	0.97	1.04
		元年度中に60歳に到達した者		△ 0.17	0.05	△ 0.12
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		△ 0.01	0.62	0.61
	令和元年度のみ 納付対象月がある者	30年度は全額免除・猶予で、 元年度は納付対象月がある者	30年度に申請全額免除者であった者	△ 0.63	・	△ 0.63
			30年度に学生納付特例者であった者等	△ 0.40	・	△ 0.40
		元年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者	△ 0.23	・	△ 0.23
			2号からの移行者等	△ 0.35	・	△ 0.35
			3号からの移行者	0.12	・	0.12
			その他	△ 0.68	・	△ 0.68

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、令和元年度の現年度納付率と平成30年度の現年度納付率の変化（1.13ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。